

第5章

市民・事業者・市の 環境配慮指針

- 1 市民・事業者・市の責務
- 2 市民の環境配慮指針
- 3 事業者の環境配慮指針
- 4 市の環境配慮指針

1 市民・事業者・市の責務

環境基本計画の目標を達成するためには、市民・事業者・市が自らの生活や事業活動を通じて環境への配慮を進めることが重要であり、環境基本条例の中で、それぞれの立場における責務が規定されています。

本章では、市民・事業者・市の各主体が、より良い環境を築いていくために、どのようなことに配慮し、実践すべきかを「環境配慮指針」として示していきます。

5.1 「前橋市環境基本条例」に定められた市民・事業者・市の責務

市民

- ・日常生活に伴う環境負荷の低減に自ら積極的に努める。
- ・良好な環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市の実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する。

事業者

- ・自らの責任において公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、環境への負荷の低減に努める。
- ・事業活動に係る製品の使用及び廃棄による環境への負荷を低減し、再生資源やその他環境に配慮した原材料、役務等を利用するように努める。
- ・良好な環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市の実施する環境保全及び創造に関する施策に協力する。

市

- ・良好な環境の保全及び創造に関して市の区域の自然的、社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する。
- ・自らの行う事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努める。

2 市民の環境配慮指針

私たち市民は、日常生活の様々な行為を通じて、直接的、間接的に環境に負荷を与えています。

将来の世代に良好な環境を引き継ぐために、市民は、自らの生活が環境へもたらす影響を認識し、環境保全意識を育むことが必要です。また、日常生活のあらゆる場面において環境保全に配慮し、行動していくことが求められています。

以下、5つの環境像ごとに、実践してほしい行動例を示します。自らの生活を見直し、ひとつでも多くの項目に取り組みましょう。

1 環境汚染の防止

- 食べ残しや油などを流しから排水に捨てないようにしましょう。
- ごみや落ち葉などを屋外で焼却しないようにしましょう。
- 自家用車の定期的な車両点検を行いましょう。
- 自動車を運転するときは、無駄な空ふかし・急発進・急加速をやめましょう。
- 家庭で除草剤、殺虫剤を安易に使用しないようにしましょう。

家庭でなにげなく流しているものが、川や海を汚してしまいます。

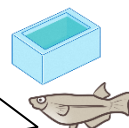
※1 環境省「生活排水読本」



マヨネーズ
大きじ1杯を
流すと…



魚がすめる水質にするには
バスタブ (300ℓ) 13
杯分の水が必要※1



2 生態系の保護

- 身近な自然や動植物に関心を持ちましょう。
- 自然観察会に参加しましょう。
- 動植物などをむやみに捕獲・採取しないようにしましょう。
- 外来種を放さないようにしましょう。
- 生け垣や石組みなど、小動物の生息環境となる場を確保しましょう。
- 貴重な動植物が生息する樹林や水辺には立ち入らないようにしましょう。
- 水、緑、土壌が環境保全に果たす役割について学習しましょう。

外から生物が侵入してくると、生態系のみならず、人間や、農林水産業まで、幅広く悪影響を及ぼす場合があります。



3 快適環境の創造

- 地域の歴史や文化を大切にしましょう。
- 庭木やプランターで住まいに緑を取り入れましょう。
- 地場で作られた農産物を選んで購入しましょう。
- 河川敷や緑地の清掃活動などに積極的に参加しましょう。
- 森林や農地の価値を理解し、市民農園や水源の森づくり運動に積極的に参加しましょう。



4 地球環境の保全

自転車通勤で健康増進のほか、ガソリン代も節約になります。



- 自転車通勤を実践しましょう。
- 買い物など近所に出かけるときは自家用車を使用せず徒歩や自転車を利用しましょう。
- 公共交通や自転車を積極的に利用しましょう。
- 自動車を運転する際にはエコドライブを実践しましょう。
- 冷暖房機器の設定温度や使用時間を適正に管理しましょう。(室温で冷房 28℃、暖房 20℃が目安)
- テレビや照明等は必要ないときにはこまめに消しましょう。
- 使い捨て容器入りのものより、詰め替え用の商品を選んで購入しましょう。
- 家を建てる時には、省資源・省エネルギーに配慮しましょう。
- ものを大切にしてお長く使うよう心がけましょう。
- 食べ残しをせず、生ごみの量を減らしましょう。
- 買い物袋（マイバッグ）を持参し、レジ袋や過剰包装を断りましょう。
- ごみはルールを守って分別し、ごみの減量と資源化をしましょう。
- 歯磨きのときなどは水を流しっぱなしにしないようにしましょう。



家庭における省エネ行動は、温室効果ガスの排出削減以外にも様々なメリットがあります。エコはお得なのです！（参考：資源エネルギー庁「家庭の省エネ徹底ガイド（2017）」）



項目	取り組み	年間の CO ₂ 削減量	年間の節約額
照明	省エネタイプの器具へ切り替える（白熱電球→LED 電球等）	52.8 kg	2,430 円
冷暖房	夏の冷房時：27℃→28℃ 冬の暖房時：21℃→20℃	49.0 kg	2,250 円
テレビ	テレビを見ないときは消す（1日1時間減らした場合）	9.9 kg	450 円

5 環境保全活動の活性化

□環境保全に関する知識を得るために講習会やイベントに参加しましょう。

□地域で美化活動やリサイクル活動等の環境保全活動を行いましょう。

□近所の人に地域の環境保全活動への参加を呼びかけましょう。



□エコマーク認証品などの環境に配慮した製品を購入するようにしましょう。

□事業所が作成している「環境報告書」などに関心を持ち、環境にやさしい製品を購入しましょう。

□休日は自然に親しむようにしましょう。



■環境学習のすすめ

環境配慮行動や環境問題全般についてもっと知りたい方は、本やホームページを見たり、環境イベントや環境活動に参加したり、市内の各種施設を訪れたりしながらさらに学習を進めてください。

【本】

- まえばしのかんきょう（前橋市）
前橋市の環境の現況や、環境保全に関する施策を調べられます。
- 環境白書（環境省）
日本の環境の現況や、環境保全に関する施策を調べられます。
- 環境白書（群馬県）
群馬県の環境の現況や、環境保全に関する施策を調べられます。

【ホームページ】

- 前橋市 (<http://www.city.maebashi.gunma.jp/index.html>)
環境ポータルサイト
(<http://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi/143/index.html>)
前橋市の環境の現況や、環境に関する情報を総合的に調べられます。
- 環境省 (<http://www.env.go.jp/>)
日本の環境の現況や、環境に関する情報を総合的に調べられます。
- 群馬県 (<http://www.pref.gunma.jp/index.html>)
環境情報サイト ECO ぐんま (<http://www.ecogunma.jp/>)
群馬県の環境の現況や、環境に関する情報を総合的に調べられます。
- （一財）省エネルギーセンター (<http://www.eccj.or.jp/>)
家庭の省エネ大辞典 (<http://www.eccj.or.jp/dict/index.html>)
省エネ行動を調べられます。
- 全国地球温暖化防止活動推進センター (<http://www.jccca.org/>)
地球温暖化の影響やそれに対する取組を勉強することができます。
- （一財）環境イノベーション情報機構 (<http://www.eic.or.jp/eic/index.html>)
E I C ネット (<http://www.eic.or.jp/>)
環境問題についてのニュースを読んだり調べものをしたりできます。
- 環境省生物多様性センター (<http://www.biodic.go.jp/>)
インターネット自然研究所 (<http://www.sizenken.biodic.go.jp/>)
日本各地の国立公園や野生生物の映像などが見られます。

3 事業者の環境配慮指針

事業者は、製品やサービスの提供という直接的な行為だけでなく、資源の採取、製造、輸送、販売、使用、廃棄などの過程を通じて、環境に大きな負荷を与えています。従って、事業者は、経済活動を通じて社会に貢献するだけでなく、環境に配慮した活動を行う社会的責任も負っているといえます。

環境に配慮した活動を進めていくには、経営者の環境に対する姿勢の明確化と取組体制の整備が必要であり、それにより継続的に環境への負荷を低減させることが可能となります。

また、事業者は、地域社会の一員として、市民や市との協力のもとに地域の環境資源の保全等に積極的に取り組むことが求められています。

以下に、各業種に共通する配慮事項と主要な業種の事業活動における環境配慮の例を示します。ひとつでも多くの項目に取り組みましょう。

1 各業種に共通する項目

1 環境汚染の防止

- 低排出ガス車等の低公害車の導入に努めている。
- 自動車使用の際は、アイドリングストップを心がけている。
- 事業活動を行う際に、「騒音」や「悪臭」等を発生させないように周辺環境へ配慮している。
- 業務用施設、空調、ボイラー等の設備の維持・管理を適切に行い、公害の防止に努めている。
- 建物等の設計・建築に当たっては、日照障害や電波障害を発生させないように配慮している。

低公害車やアイドリングストップはランニングコストの削減にも寄与します。



2 生態系の保護

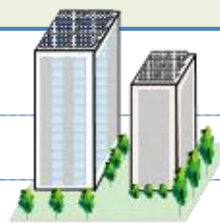
- 自然環境の保全・復元のために、河川の清掃や植林等の活動を行っている。
- 開発などの事業活動を行う際は、生息環境への負荷を少なくするよう配慮している。
- 周辺の動植物に配慮し、屋外照明の適正な使用に努めている。
- 事業所の敷地内に水辺や林・草原などの小動物の生息環境を確保している。
- 自然環境に配慮した土地利用を進めている。

生物多様性の保全是、企業の社会貢献活動になります。



3 快適環境の創造

- 工場や事務所等の敷地内の緑化を図っている。
- 建物等は周辺環境との調和を図り景観に配慮している。
- 緑化に当たり、地域特性に配慮した樹木や鳥類の餌として利用できる樹木等を採用している。
- 事業を行うに当たり、地域の歴史や文化を考慮している。



4 地球環境の保全

- 梱包や包装はできる限り簡素化している。
- 製品やサービスを購入する際はグリーン購入を心がけている。
- ごみの分別や紙のリサイクル等を積極的に行い、廃棄物の発生抑制に努めている。
- 食品の売れ残りなどの発生抑制に努めている。
- 事務所、店舗、工場等で、空調や照明、OA 機器などの節電対策を行っている。
- 業務用施設、空調等は省エネルギー型の設備を導入するように努めている。
- 太陽光発電など、新エネルギー型の設備を導入するように努めている。
- エコドライブを徹底している。

グリーン購入とは、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することです。

新エネルギーはランニングコストの削減にも寄与します。



5 環境保全活動の活性化

- 環境保全のために、他の事業者との交流や情報交換を図っている。
- 社内で環境研修を実施している。
- 環境に関連する情報を市民に積極的に公開するよう努めている。
- 事業計画の目標に環境への配慮を組み込むように努めている。
- ISO14001 やエコアクション 21、環境 G S 認定制度（ぐんまスタンダード）^{※1}等の環境マネジメントシステムを取得している。



※1 環境 G S 認定制度（ぐんまスタンダード）

県内事業者が、温室効果ガスを持続的に削減するための計画、いわゆる「環境マネジメントシステム」を整備し、これを組織的に運用することを群馬県が支援するもの。また、その取組を、県が認定・公表し、地球温暖化防止に努める事業者の活動を PR する。

2 主要な業種に関わる配慮事項

1 建設業

- 建築・解体作業を行う際は、事前に周辺に周知するなど、周辺環境へ配慮している。
- 建築計画に際しては、周辺の環境に配慮している。
- 建設機械や工事用車両により周辺に振動や騒音等の影響を与えないように配慮している。
- 建設資材は、再生品や再利用可能なものを利用するように努めている。
- 建設廃材及び残土は、減量化し、適正処理を行っている。

2 製造業

- 生産工程において、大気汚染、水質汚濁、騒音等に関する自主的な管理目標を設定するとともに、定期的に測定調査を行っている。
- 省資源、省エネルギーの観点から、原材料の減量化、排熱利用、冷却水の循環利用、再生利用可能な資材の活用に努めている。
- 低炭素型の製品の開発・製造に努めている。
- 生産工程で使用する化学物質は、保管、管理、廃棄等の各段階で環境への漏洩防止を徹底するなど適正に管理している。
- 使用済み製品の回収体制の整備を進め、部品の再利用を促進している。
- 廃棄物の減量化を図るとともに、マニフェスト等を活用し、適切な処理・処分に配慮している。

3 運輸・通信業

- 物流施設に出入する自動車は、周辺に著しい大気汚染、騒音、振動等の影響を及ぼさないように配慮している。
- 荷主、荷受側との調整を進め、共同輸配送の推進、一括納入など物流の合理化に努めている。
- 輸送用車は最短走行ルートを選択や過積載の防止などに配慮している。
- 環境に配慮した運転（エコドライブ）に努めている。
- 電気自動車などの次世代自動車の利用に努めている。

4 卸売業、小売業、飲食店等

- 看板、広告等の設置に当たっては、周辺の環境と調和するように配慮している。
- 製造業者、運輸業者等と連携を図り、多頻度少量配送の見直し、共同配送の推進など物流の合理化に努めている。
- 製品の販売時や輸送時における包装・梱包の簡易化を進めている。
- 環境に配慮した製品、カーボン・オフセット商品をわかりやすく陳列している。
- 宣伝用チラシ等は再生紙の利用に努め、紙の減量化を行っている。
- 食品の売れ残りなどの発生抑制に努めている。
- カラオケ等の音が外に漏れないような店舗の構造、設計や時間帯に配慮している。

5 農業

- 使用済みの園芸農業用廃ビニールなどを回収し、適切に処理あるいはリサイクルしている。
- 生物農薬の活用や適正な品種の選択、栽培時期・方法の調節などによって病虫害防除を図り、農薬使用量の削減を図っている。
- 化学肥料を使用する際は適正な量の使用に努めている。
- 家畜ふん尿については、管理の適正化と利用の促進に努めている。
- 水路、湧水、ため池などの農村の自然環境の適正な維持管理に努めている。

6 その他の産業

- 化学物質の廃棄に際しては、物質の性状に応じた適切な処理・処分を行っている。
- 宣伝用のチラシやパンフレット等は、再生紙を利用し、その量を極力少なくするようにしている。
- 廃棄物の処理・処分は設備の規模、能力を常に考慮して、余力ある対応に努めている。
- 廃棄物の処理に際して発生する熱エネルギーの有効利用に努めている。
- 看板等の設置は、周辺の景観と調和するように配慮している。

4 市の環境配慮指針

市は、地方公共団体として、良好な環境の保全及び創造のために、地域の自然条件や社会条件に応じた施策を推進する役割を担っています。

また、市内の大規模事業者の一つとして、各部局における施策、事業の実施の際に資源やエネルギーを消費し、廃棄物を排出するなど、環境に大きな負荷を与えており、環境への影響を積極的に改善していくべき立場にあります。

このため、市は、環境基本計画に基づき、環境施策、事業を推進していくとともに、日常業務の中で環境に与える影響を認識し、適切な環境配慮を行ってまいります。

1 環境汚染の防止

- 公用車の導入に際して、最新規制適合車や低公害車の導入に努める。
- ごみ焼却施設の排ガス処理機能の改善、管理の強化などを図り、大気汚染物質の削減に努める。
- 下水処理施設やし尿処理施設の適正な運転を行い、排水による水質汚濁を防止する。
- 危険物や有害な化学物質の適正な管理を徹底して行う。



2 生態系の保護

- 公共事業において自然環境の保全・回復・活用に努める。
- 多様な動植物の育成・生息空間の保全に努める。
- 事業の各段階で自然環境への影響評価を行う。

3 快適環境の創造

- 公共施設周辺の植栽を行う。
- 建築物の建設に当たっては、周辺の環境や都市景観に配慮し、良好な街並みを創出するように努める。
- まちづくり関連の事業に環境の視点を盛り込む。
- 市民の憩いの場となる公園等を整備する。



4 地球環境の保全

- 地球温暖化防止実行計画に則り、市有施設からの温室効果ガス排出削減に努める。
- 公共施設の水使用量の削減を目指し、水使用の適正化に努める。
- グリーン購入調達指針に従って物品の購入に努める。
- 公共施設の建設に当たっては、省エネルギー、新エネルギー型設備の導入に努める。

5 環境保全活動の活性化

- 環境に関する研修、シンポジウム等に積極的に参加し、意識の向上に努める。
- 職員が常に環境に配慮するように、環境保全、省資源・省エネルギー意識の普及啓発を行う。
- 市役所や市関係施設周辺の美化活動等の環境保全活動に率先して参加する。

